

青森県報

第二千六百五十六号

平成十八年
七月二十一日
(金曜日)

目次

告 示

結核予防法による指定医療機関の指定の辞退……………(保健衛生課) ……一
 結核予防法による医療機関の指定……………(同) ……一

公 告

土地改良区の定款変更の認可……………(農村整備課) ……二

右 同……………(同) ……二
 右 同……………(同) ……二
 右 同……………(同) ……二
 右 同……………(同) ……二
 右 同……………(同) ……二
 右 同……………(同) ……二
 右 同……………(同) ……二
 右 同……………(同) ……二
 右 同……………(同) ……二
 建設業者の許可の取消し……………(中南地域) ……三
 右 同……………(同) ……三
 右 同……………(同) ……三
 右 同……………(同) ……三

出先機関

土地改良区の役員の退任……………(農北地方) ……四

監査委員

農北地方
 農林水産
 事務所 ……四

監査結果に対する措置の公表……………(事務局) ……四

告 示

青森県告示第五百三十三号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の五第二項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十八年七月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
有限会社八戸保険調剤薬局	八戸市大字田向字間ノ田一五の一	平成一八・六・四
有限会社サン・ケア 三戸薬局	三戸郡三戸町大字川守田字沖中一〇の六	一八・七・四

青森県告示第五百三十四号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の五第一項の規定により告示する。

平成十八年七月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有限会社八戸保険調剤薬局 三戸薬局	八戸市大字田向字間ノ田一五の一	平成一八・七・三
田町小山クリニック	三戸郡三戸町大字川守田字沖中一〇の六	" "
	五所川原市字田町四の五	" "

公 告

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、榎林土地改良区の定款の変更を平成十八年七月十二日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十八年七月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、浅瀬石川土地改良区の定款の変更を平成十八年七月十二日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十八年七月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、倉石土地改良区の定款の変更を平成十八年七月十二日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十八年七月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、廻堰大溜池土地改良区の定款の変更を平成十八年七月十二日認可したので、同条第三項の

規定により公告する。

平成十八年七月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、西津軽土地改良区の定款の変更を平成十八年七月十二日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十八年七月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、十三湖土地改良区の定款の変更を平成十八年七月十二日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十八年七月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、赤石川土地改良区の定款の変更を平成十八年七月十二日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十八年七月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、広田

堰土地改良区の定款の変更を平成十八年七月十二日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十八年七月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年七月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社山正建設

二 代表者の氏名 下山 正仁

三 主たる営業所の所在地 南津軽郡大鰐町大字宿川原字山下一四八

四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第一一七九九号

五 取消年月日 平成十八年六月三十日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、ほ装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十八年五月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年七月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社山正建設

二 代表者の氏名 下山 正仁

三 主たる営業所の所在地 南津軽郡大鰐町大字宿川原字山下一四八

四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第一一七九九号

五 取消年月日 平成十八年六月三十日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十八年五月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年七月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社甲文

二 代表者の氏名 山田 文昭

三 主たる営業所の所在地 八戸市城下三丁目一〇の九

四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第一四八一九号

五 取消年月日 平成十八年七月七日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十八年六月二十日以前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年七月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 成和産業株式会社
- 二 代表者の氏名 中村 敏
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字諏訪沢字桜川一―二の二
- 四 許可番号 青森県知事許可(特 一五)第九九九五号
- 五 取消年月日 平成十八年六月二十日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築、鋼構造物、内装仕上工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十八年五月二十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、天間林土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十八年七月二十一日

上北地方農林水産事務所長 小山田 久

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理 事	天間 六朗	上北郡七戸町字舟場向川久保三三五	平成一八・六・二一

監 査 委 員

監査結果に対する措置の公表

平成18年5月16日付け青監査第15号で報告した監査の結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、青森県知事及び青森県教育委員会委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成18年7月21日

青森県監査委員 林 忠 男
同 鶴 賀 茂 世
同 小比類巻 雅明
同 阿 部 広 悦

監 査 箇 所 名	監 査 結 果	措 置 の 内 容
青森県自治研修所 東地方健康福祉こどもセンター	歳入科目が誤っているものがある。 収入未済の解消に努めること。	未納者に対して、手紙により納入を促したほか、電話や訪問により直接本人に納入を促した。また、「歳入関係事務運営要綱」及び「滞納対策会議設置要領」に基づき、さらなる効果的な債権確保の方策を検討し、解より一層の収入未済の解消に努めることとした。
	予定価格が10万円を超える物品の修繕について、見積書を徴しないで執行しているものがある。	会計職員研修会に積極的に参加するとともに、職員に対して財務会計の研修を行うこととした。また、チェック体制についても機能を高めたいこととした。

<p>中南地域農民局地域健康福祉部 (中南地方健康福祉こどもセンター)</p>	<p>収入未済の解消に努めること。</p>	<p>当部が定めた「滞納金大口未納者や納入指導困難対策会議を開催し、収納指導方針等を検討するとともに、総務企画町村、各総室並びに各市町村、関係の連携を図りながら、文書、電話、家庭訪問等による納入指導を充実するなどしてより一層粘り強く対応していくこととした。債権発生未然防止のための確かつ適正な実態把握の徹底と迅速な事務処理に努めることとした。</p>
<p>三八地域農民局地域健康福祉部 (三戸地方健康福祉こどもセンター)</p>	<p>収入未済の解消に努めること。</p>	<p>未納者に対しては、催告書による催告のほか、入電話や訪問等により納入指導を行うとともに、総務企画室と各部署の連携を図り、より一層収入未済の解消に努めることとした。また、現年度分未納の発生を防ぐため、市町村の協力も得つつ、握り確かつ適正な実態把握に努めることとした。</p>
<p>青森県立保健大学</p>	<p>扶助費において、概算私算の精算手続が遅延しているものがある。</p>	<p>事業実施課及び審査担当課におけるチェック体制を強化し、適正な事務処理に努めることとした。定期的に事業担当課及び経理担当課が双方で支出負担行為一覧表等から支出未済状況を確認し、含み、支払遅延が発生しないように努めることとした。</p>
<p>青森県立保健大学</p>	<p>報償費、使用料及び借料並びに委託料において、支払手続が遅延しているものがある。</p>	

<p>青森県立あすなる学園</p>	<p>総括前渡資金取扱者口座に現金が滞留しているものがある。</p>	<p>高見積金額を提示した者と契約する、厳正な管理監督に努めることとした。また、教員に係る物品購入計画の把握を確実にし、効率的な予算執行に努めることとした。</p>
<p>青森空港管理事務所</p>	<p>需用費において、特定調達契約に必要な事務手続を行っていないもの、かつ契約方法が適切でないものがある。</p>	<p>今後、特定調達契約に該当する場合は、政令等に基づいた適正な事務手続を執るよう改める。なお、平成17年度における需用費についても、前年度同様その予定価格が特定調達契約に該当するものがあるため、政令等に基づき一般競争入札による契約を執行したところである。</p>
<p>青森県立青森南高等学校</p>	<p>旅費において、支給金額が誤っているものがある。</p>	<p>支給金額の誤りについて、返納を行い、今後は複数職員による確認等チェック機能を強化し、事務処理に遺漏のないよう万全を期することとした。</p>
<p>青森県立青森商業高等学校</p>	<p>有料道路回数券の使用状況が出納簿に適切に記入されていない。</p>	<p>複数職員による確認等チェック機能を強化し、より万全を期することとした。</p>
<p>青森県立弘前実業高等</p>	<p>一括して工事請負費で執</p>	<p>改修工事の執行に当たっ</p>

学校	行すべき建物の改修について、分割して需用費で執行しているものがある。	ては、十分内容を精査し、適正な財務事務による執行を期することとした。
----	------------------------------------	------------------------------------

(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一 号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七 七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一 銭
--------------------------------------	--	----------------------------------